

入札参加に当たっての留意事項（物品等の供給及び役務の提供）

京丹後市

物品等の供給及び役務の提供に係る入札参加者は、地方自治法、同法施行令、契約を履行するに当たっての関係法令、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、京丹後市契約規則、京丹後市競争入札心得（物品等の供給及び役務の提供用）、入札公告、指名通知書、仕様書及び図面その他の入札に係る通知のほか、次の事項に留意してください。

1 入札に当たっての留意事項

(1) 会場入札の場合

- ア 入札回数は、初度の入札 1 回、再度の入札 1 回の合計 2 回を限度とします。
- イ 入札場内では、私語等の行為及び携帯電話の使用を禁止します。携帯電話を持ち込む場合は、電源を切るか、マナーモードにしてください。
- ウ 前号に掲げるほか入札事務関係職員の指示に従わない場合は、入札場から退場していただくことがあります。

(2) 郵便による入札の場合

- ア 入札回数は、初度の入札 1 回、再度の入札 1 回の合計 2 回を限度とします。
- イ 入札書は、必ず指定された郵送方法により発送期間内に送付してください。
なお、入札案件が複数ある場合は、各入札書封筒を大封筒に入れて送付することも可とします。この場合において、大封筒には「入札書〇〇通在中」と記載してください。
- ウ 代理人により入札をしようとするときは、委任状（様式第 1 号）は、入札書封筒に同封してください。
- エ 入札参加に係る各様式は、「入札参加様式集（郵便入札用）」で確認してください。
- オ 開札の立会いを希望される場合は、開札日の前日までに電話等で連絡してください。
なお、開札場への入室は各指名業者 1 人とします。
- カ 開札場内では、私語等の行為及び携帯電話の使用を禁止します。携帯電話を持ち込む場合は、電源を切るか、マナーモードにしてください。
また、入札事務関係職員の指示に従わない場合は、開札場から退場していただくことがあります。

2 入札の辞退

- (1) 通常指名競争入札の場合、開札の開始前まで（入札書の投函(かん)後は除く。）は、具体的な理由を付した上で入札を辞退することができます。
- (2) 一般競争入札及び公募型指名競争入札の募集型競争入札では、資格確認通知又は指名通知後は、真にやむを得ない場合を除き入札を辞退できません。通常指名競争入札の場合も含めて、**正当な理由なく入札を辞退した場合は、京丹後市の指名停止措置を受けることがあります。**
- (3) **正当な理由なく無断で入札に参加しなかった場合**（入札に遅刻した場合を含みます。）**は、京丹後市の指名停止措置**（指名停止措置期間中、入札に参加できなくなるほか、京丹後市が発注する全ての随意契約の相手方になることができなくなります。）**を受ける**

ことがありますので、注意してください。

なお、緊急（急用により入札に参加できなくなった等）のため、入札開始までに辞退届を提出することができない場合は、必ず入札開始までに、電話等により入札を辞退する旨を入札契約課まで連絡してください（この場合、後日、必ず辞退届を提出してください。）。

- (4) 郵便による入札の場合は、辞退届は開札日の前日までに入札契約課に郵送又は持参により提出してください。

3 その他

- (1) 入札結果の公表

競争入札に付した案件について、契約締結に至った案件の入札結果を入札契約課内及び京丹後市ホームページで公表することとしています。公表の時期は、原則、開札日の8日後の正午とします。

- (2) 契約解除予約条項及び損害賠償請求条項の設定

談合等不正行為により発注者に損害が生じた場合に、受注者に対して契約解除や損害賠償の請求ができる条項を契約書に盛り込んでいます。

- (3) 指名停止業者名の公表

倒産、信用情報等による指名停止を除き、指名停止措置を受けた業者名を入札契約課内及び京丹後市ホームページで公表することとしています。

- (4) 仕様書等に疑義がある場合

仕様書等について疑義がある場合は、「仕様書等に関する質疑書」により、提出期限までに書面（提出方法は、ファクシミリ、持参及び郵送のいずれも可）により入札契約課に提出してください。

- (5) 再度入札において落札者がいない場合

再度入札において落札者がいない場合は、指名替え等を行い、改めて入札を行うこととします。ただし、履行期限等の事情により必要と認められる場合は、随意契約によることができるものとします。